

わが国における長寿社会の実現は世界に誇れるものですが、一方で少子高齢化の進行に伴い、老人福祉施設や児童福祉施設などの社会福祉施設や介護保険法関係施設（以下「社会福祉施設等」という。）の役割が一層高まってきています。

平成12年に全国で75,875施設であった社会福祉施設は、平成18年には96,286施設と大きく増加していますが、今後の人口構造の変化と、仕事と生活の調和が図られた社会を望む国民意識の変化から、今後もしばらくは増加傾向が続くものと思われます。

また、社会福祉施設等の利用者は、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者が多いことから、このような施設においてひとたび感染症などの健康危機事例が発生すれば、施設の入所者、利用者等の多くの者に健康被害がおよぶ恐れがあり、健康危機について特段の配慮が必要です。

しかし、社会福祉施設等については特別養護老人ホーム等の設備・運営等の基準の中に一般的な衛生管理等の基準が定められているものの、多くの衛生関係法令（公衆浴場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）等）の適用対象施設とはなっておりません。

そのため、施設の維持・管理方法、食品の取扱い方法や感染症発生時の対応方法等について、各施設の特性を考慮しながら自主管理マニュアル等を作成することにより、施設の衛生水準の向上を図り、健康危機発生の予防と拡大防止が適切に実施できる体制作りが必要です。

この「社会福祉施設等における健康危機管理のための衛生管理マニュアル」は、生活衛生関係の施設・設備の衛生管理を主体として、危機管理という視点から社会福祉施設等における感染症や食中毒の予防対策について取りまとめました。

社会福祉施設等を管理する皆様において、施設の衛生管理及び健康危機発生時の適切な対応の一助になれば幸いです。